

## 第4章 特別管理産業廃棄物

### 第1節 種類別・業種別排出量

平成15年度の特別管理産業廃棄物の排出量は30.5千トンとなっている。排出量を種類別にみると、特定有害産業廃棄物が20.0千トン(66%)で最も多く、次いで、感染性廃棄物が4.0千トン(13%)、以下、引火性廃油が3.3千トン(11%)、腐食性廃アルカリが1.7千トン(6%)等となっている。

排出量を業種別にみると、製造業が20.8千トン(68%)で最も多く、次いで、建設業が5.2千トン(17%)、以下、医療・福祉が4.0千トン(13%)等となっている。

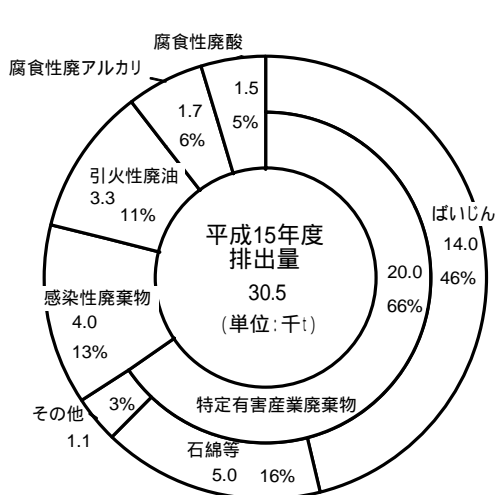


図 1-4-1 種類別の排出量

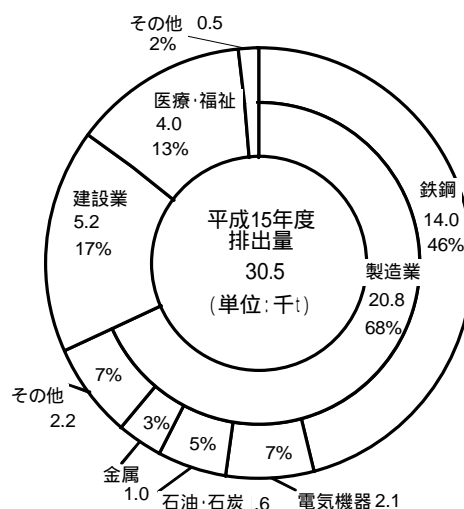


図 1-4-2 業種別の排出量

表 1-4-1 種類別・業種別の排出量

(単位:千t/年)

種類	業種											
	合計	農	鉱	建	製	電	運	卸	飲	医	サ	そ
	計	業	業	業	業	気・水道業	輸	・小売業	食・宿業	療・福祉	ービス業	他の業種
合計	30.5			5.2	20.8		0.0	0.0		4.0	0.4	
引火性廃油	3.3			0.0	3.0		0.0	0.0		0.0	0.2	
腐食性廃酸	1.5				1.4					0.0	0.0	
腐食性廃アルカリ	1.7				1.7					0.0	0.0	
感染性廃棄物	4.0									4.0	0.0	
特定有害産業廃棄物	20.0			5.2	14.8			0.0				
鉱さい												
石綿等	5.0			5.0								
ばいじん	14.0				14.0							
燃え殻												
廃油	0.1				0.1			0.0				
汚泥	0.8			0.2	0.6							
廃酸	0.1				0.1							
廃アルカリ	0.1				0.1							

## 第2節 処理・処分の状況

排出量 30.5 千トンのうち、84%に当たる 25.6 千トンが排出事業者又は産業廃棄物処理業者で中間処理が行われており、この中間処理により 9.5 千トン（31%）が減量している。再生利用量は、排出量の 50%に当たる 15.2 千トンとなっている。

直接最終処分量 5.0 千トンと中間処理後の最終処分量 0.8 千トンを合わせた最終処分量は 5.8 千トンで、排出量の 19%となっている。

再生利用されているのは主に特定有害ばいじんであり、県外の精錬工場で利用されている。直接最終処分されているのは、建設業から排出される石綿等である。

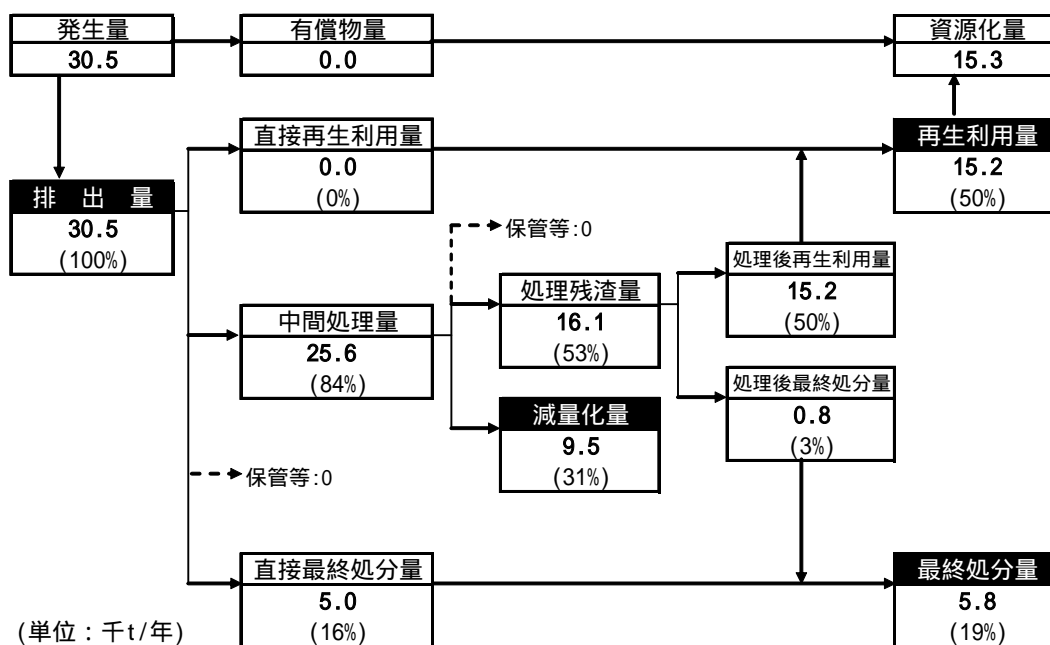


図 1-4-3 特別管理産業廃棄物の排出・処理の状況

## 第5章 広域移動状況

### 第1節 県外への搬出状況

県外への搬出量は272千トンであり、東北地方への搬出量が192千トンと最も多く、次いで、中部地方へ29千トン、以下、関東地方が26千トン、九州沖縄地方が20千トン等となっている。

搬出された廃棄物は、ほぼ全量が中間処理目的で移動しており、発電所や製紙業及び鉄鋼業から排出される燃え殻やばいじんが、セメント原材料や非鉄金属原材料として再生利用されている。

表 1-5-1 県外への搬出量

(単位：千t/年)

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
合計	272	0	192	26	29	4	2	20
燃え殻	60		32	8	13	0		8
汚泥	23	0	15	4	2		2	
廃油	7		5	1	0	0	0	
廃酸	3		2	0	1			
廃アルカリ	5	0	4	1	0			
廃プラスチック類	10		8	1	0	0		0
紙くず	5		5					
木くず	10		10					
繊維くず	0		0					
動植物性残さ	4		2	1				
動物系固形不要物	0		0					
ゴムくず	0		0					
金属くず	2	0	2	0	0	0		
ガラス陶磁器くず	6	0	4	2	0	0		
鋳さい	0		0	0	0			
がれき類	1		1	0				
ばいじん	134		97	8	13	3		13
家畜ふん尿								
家畜の死体								
その他の産業廃棄物	3	0	3	0	0	0		0

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

表 1-5-2 県外への搬出量（中間処理目的）

（単位：千 t /年）

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
合計	272	0	192	26	29	4	2	20
燃え殻	60		32	8	13	0		8
汚泥	23	0	15	4	2		2	
廃油	7		5	1	0	0	0	
廃酸	3		2	0	1			
廃アルカリ	5	0	4	1	0			
廃プラスチック類	10		8	1	0	0		0
紙くず	5		5					
木くず	10		10					
繊維くず	0		0					
動植物性残さ	4		2	1				
動物系固形不要物	0		0					
ゴムくず	0		0					
金属くず	2	0	2	0	0	0		
ガラス陶磁器くず	6	0	4	2	0	0		
鋳さい	0		0	0	0			
がれき類	1		1	0				
ばいじん	134		97	8	13	3		13
家畜ふん尿								
家畜の死体								
その他の産業廃棄物	3	0	3	0	0	0		0

表 1-5-3 県外への搬出量（直接最終処分目的）

（単位：千 t /年）

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
合計	0	0	0					
燃え殻								
汚泥								
廃油								
廃酸								
廃アルカリ								
廃プラスチック類	0		0					
紙くず								
木くず								
繊維くず								
動植物性残さ								
動物系固形不要物								
ゴムくず								
金属くず	0		0					
ガラス陶磁器くず	0		0					
鋳さい								
がれき類								
ばいじん								
家畜ふん尿								
家畜の死体								
その他の産業廃棄物	0	0						

## 第2節 県内への搬入状況

県内への搬入量は、産業廃棄物処分業者の実績量を集計した。

県内への搬入量は267千トンであり、関東地方からの搬入量が152千トンと最も多く、次いで、東北地方から93千トン、以下、中部地方から18千トン、北海道から3千トン等となっている。

搬入量を処理目的別にみると、中間処理目的での県内搬入量は182千トンであり、関東地方からの搬入量が90千トンと最も多く、次いで、東北地方から86千トン、以下、中部地方から3千トン、北海道から3千トン等となっている。

直接最終処分目的での県内搬入量は84千トンであり、関東地方からの搬入量が62千トンと最も多く、次いで、中部地方から15千トン、以下、東北地方から7千トン等となっている。

表 1-5-4 県外からの搬入量

(単位：千t/年)

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
総計	267	3	93	152	18	0		0
産業廃棄物 計	261	3	88	152	18	0		0
01 燃え殻	12		6	5	1			
02 汚泥	38	0	20	8	9	0		
03 廃油	9		7	1	0			
04 廃酸	1		1					
05 廃アルカリ	6		6	0				
06 廃プラスチック類	74	0	21	50	2	0		0
07 紙くず	9		0	9	0			
08 木くず	47		1	46	0			
09 繊維くず	0			0				
10 動・植物性残さ	3	0	3	0				
11 動物系固形不要物								
12 ゴムくず								
13 金属くず	12		7	5	0	0		
14 ガラス・陶磁器くず	18		0	15	3	0		
15 鉱さい	1			1				
16 がれき類	7		1	6	0	0		
17 家畜ふん尿								
18 家畜の死体								
19 ばいじん	0			0				
20 13号廃棄物	0			0				
21 混合物	25	3	13	6	3			0
特別管理産業廃棄物 計	6		6	0	0			
50 引火性廃油	5		5	0	0			
51 腐食性廃酸	0		0					
52 腐食性廃アルカリ	0		0	0				
53 感染性廃棄物	0		0	0	0			
57 特定有害鉱さい								
58 特定有害廃石綿等								
59 特定有害ばいじん								
60 特定有害燃え殻								
61 特定有害廃油								
62 特定有害汚泥	0		0					
63 特定有害廃酸								
64 特定有害廃アルカリ								
65 13号特定有害廃棄物								
66 特管廃棄物の混合物								

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

中部：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県

近畿：三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国四国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

表 1-5-5 県外からの搬入量（中間処理目的）

(単位：千t/年)

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
総計	182	3	86	90	3	0		0
産業廃棄物 計	177	3	80	90	3	0		0
01 燃え殻	0			0				
02 汚泥	24	0	20	4	0	0		
03 廃油	9		7	1	0			
04 廃酸	1		1					
05 廃アルカリ	6		6	0				
06 廃プラスチック類	32	0	21	11	0	0		0
07 紙くず	9		0	9	0			
08 木くず	47		1	46	0			
09 繊維くず	0			0				
10 動・植物性残さ	3	0	3	0				
11 動物系固形不要物								
12 ゴムくず								
13 金属くず	9		7	2	0	0		
14 ガラス・陶磁器くず	6		0	6	0			
15 鉱さい								
16 がれき類	5		1	4	0	0		
17 家畜ふん尿								
18 家畜の死体								
19 はいじん	0			0				
20 13号廃棄物								
21 混合物	25	3	13	6	3			0
特別管理産業廃棄物 計	6		6	0	0			
50 引火性廃油	5		5	0	0			
51 腐食性廃酸	0		0					
52 腐食性廃アルカリ	0		0	0				
53 感染性廃棄物	0		0	0	0			
57 特定有害鉱さい								
58 特定有害廃石綿等								
59 特定有害はいじん								
60 特定有害燃え殻								
61 特定有害廃油								
62 特定有害汚泥	0		0					
63 特定有害廃酸								
64 特定有害廃アルカリ								
65 13号特定有害廃棄物								
66 特管廃棄物の混合物								

表 1-5-6 県外からの搬入量（直接最終処分目的）

(単位：千t/年)

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国四国	九州沖縄
総計	84		7	62	15	0		
産業廃棄物 計	84		7	62	15	0		
01 燃え殻	12		6	5	1			
02 汚泥	13		0	4	9			
03 廃油								
04 廃酸								
05 廃アルカリ								
06 廃プラスチック類	41		1	38	2			
07 紙くず								
08 木くず	0			0				
09 繊維くず								
10 動・植物性残さ								
11 動物系固形不要物								
12 ゴムくず								
13 金属くず	3			3	0			
14 ガラス・陶磁器くず	12		0	9	2	0		
15 鉱さい	1			1				
16 がれき類	1			1				
17 家畜ふん尿								
18 家畜の死体								
19 はいじん	0			0				
20 13号廃棄物	0			0				
21 混合物	0		0	0				
特別管理産業廃棄物 計								
50 引火性廃油								
51 腐食性廃酸								
52 腐食性廃アルカリ								
53 感染性廃棄物								
57 特定有害鉱さい								
58 特定有害廃石綿等								
59 特定有害はいじん								
60 特定有害燃え殻								
61 特定有害廃油								
62 特定有害汚泥								
63 特定有害廃酸								
64 特定有害廃アルカリ								
65 13号特定有害廃棄物								
66 特管廃棄物の混合物								

## 第6章 将来予測

### 第1節 排出量の将来予測

将来予測は、産業廃棄物の発生を説明できる経済指標をとらえ、その変化を活動量指標に置き換え、現状の排出原単位に将来活動量指標を乗じて求めた。

業種	将来予測の方法
農業	みやぎバイオマス利活用マスタープランの計画値を用いた。
建設業	過去からの元請完成工事高を一次回帰式を用いて予測し、将来の活動量指標とした。ただし、宮城県北部連続地震の被害による解体廃棄物等は除いて予測した。
製造業	製造業を基礎素材型産業、加工組立型産業、生活関連・その他型産業の3つの型に分類し、型別に過去からの製造品出荷額を一次回帰式を用いて予測し、将来の活動量指標とした。
電気・水道業	各施設の将来計画値及び担当部局へのヒアリング結果を用いた。
その他の業種	業種別に過去からの従業者数を一次回帰式を用いて予測し、将来の活動量指標とした。

その結果は、図1-6-1、図1-6-2、表1-6-1、表1-6-2に示すとおりである。

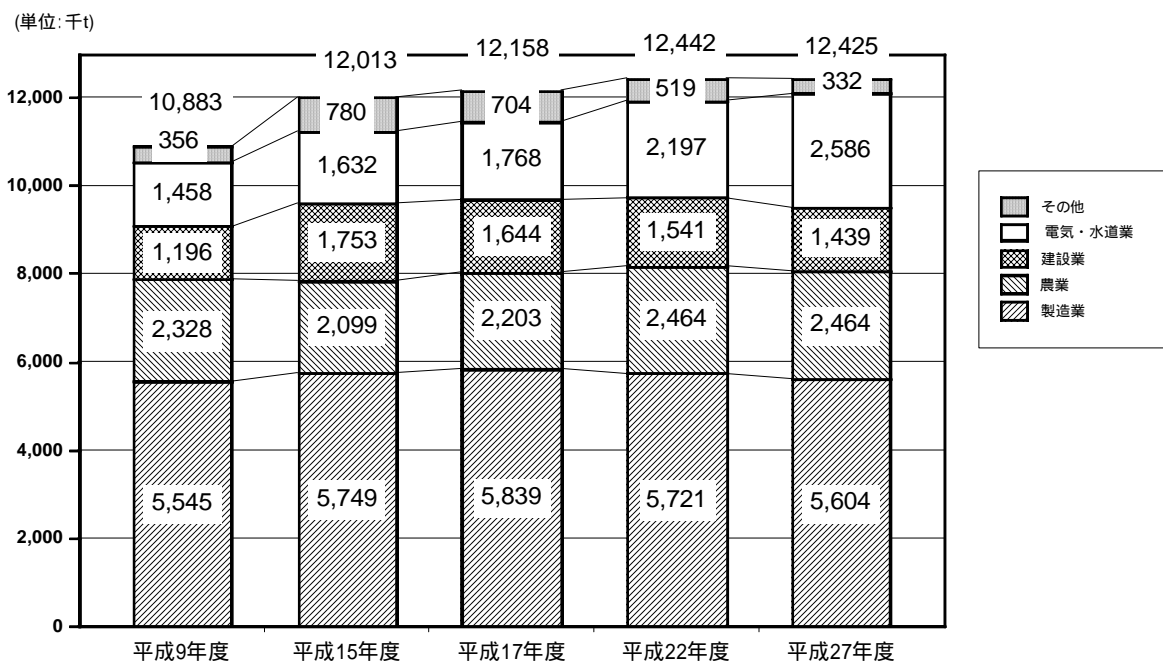


図1-6-1 業種別の将来予測排出量

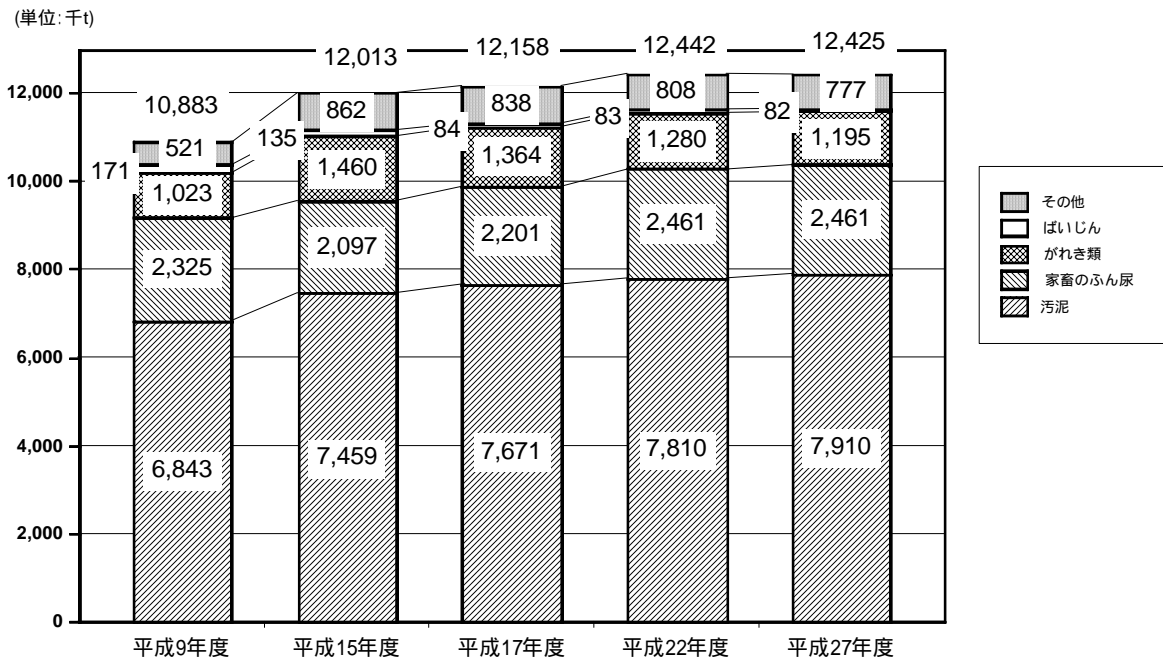


図 1-6-2 種類別の将来予測排出量

表 1-6-1 業種別の将来予測排出量

(単位:千t/年)

	実績		予測		
	平成9年度	平成15年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
計	10,883	12,013	12,158	12,442	12,425
製造業	5,545	5,749	5,839	5,721	5,604
農業	2,328	2,099	2,203	2,464	2,464
建設業	1,196	1,753	1,644	1,541	1,439
電気・水道業	1,458	1,632	1,768	2,197	2,586
その他	356	780	704	519	332

表 1-6-2 種類別の将来予測排出量

(単位:千t/年)

	実績		予測		
	平成9年度	平成15年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
計	10,883	12,013	12,158	12,442	12,425
汚泥	6,843	7,459	7,671	7,810	7,910
家畜のふん尿	2,325	2,097	2,201	2,461	2,461
がれき類	1,023	1,460	1,364	1,280	1,195
ばいじん	171	135	84	83	82
その他	521	862	838	808	777



## 第2節 処理量の将来予測

将来の処理量を算出した結果は、図 1-6-3、表 1-6-3 に示すとおりである。

再生利用量についてみると、減少傾向を示すと考えられる。再生利用量の多い建設業と鉱業が減少すると予測され、また石炭火力発電所が平成 16 年度で廃止されたことから、セメント原材料等に再生利用されている廃棄物が無くなるためである。

減量化量についてみると、大きく増加すると見込まれたが、これは、減量化量に大きく寄与する電気・水道業（主に下水道業の下水汚泥）の排出量の増加に影響を受けることによるものであると考えられる。

最終処分量についてみると、減少傾向を示し、排出量に対する最終処分の割合は 2% 以下になると考えられる。これは、最終処分量の多い下水汚泥が、焼却による減量や再生利用されるためである。

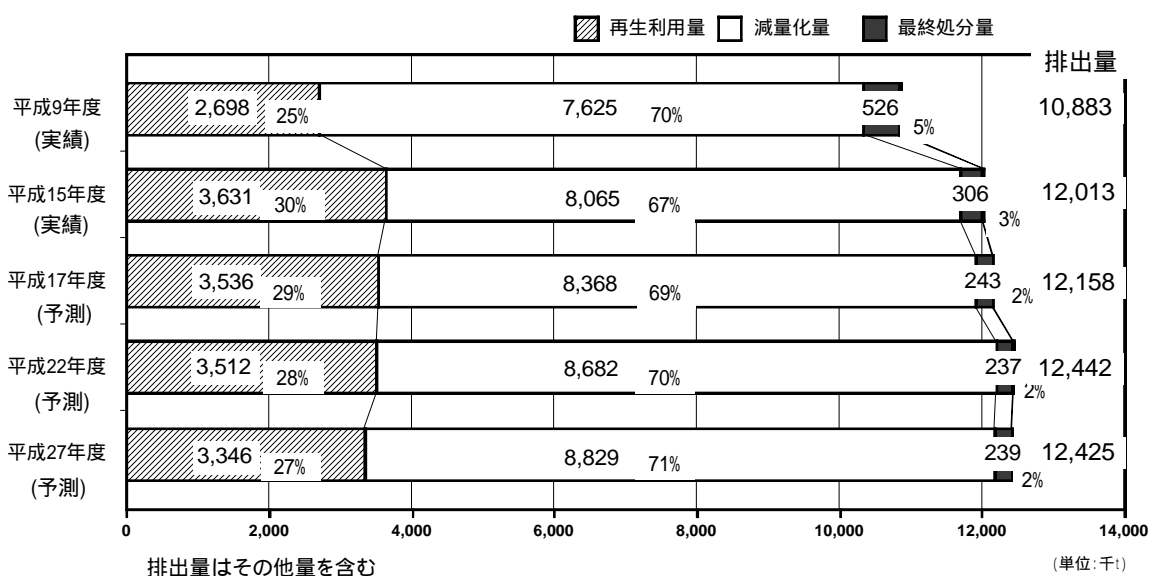


図 1-6-3 処理量の将来見込み

表 1-6-3 処理量の将来見込み

(単位: 千t/年)

	実績		予測		
	平成9年度	平成15年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度
排出量	10,883 (100%)	12,013 (100%)	12,158 (100%)	12,442 (100%)	12,425 (100%)
再生利用量	2,698 (25%)	3,631 (30%)	3,536 (29%)	3,512 (28%)	3,346 (27%)
減量化量	7,625 (70%)	8,065 (67%)	8,368 (69%)	8,682 (70%)	8,829 (71%)
最終処分量	526 (5%)	306 (3%)	243 (2%)	237 (2%)	239 (2%)
その他量	34 (0%)	10 (0%)	11 (0%)	11 (0%)	11 (0%)

### 第1節 廃棄物に係る意識

#### 1) 廃棄物の処理・減量化・資源化について

廃棄物の発生抑制、リサイクル等に対する何らかの取り組みを「実施している」と回答した事業所は回答数の58%となっている。また、何らかの取り組みを「予定している」が12%、「検討している」が26%となっている。

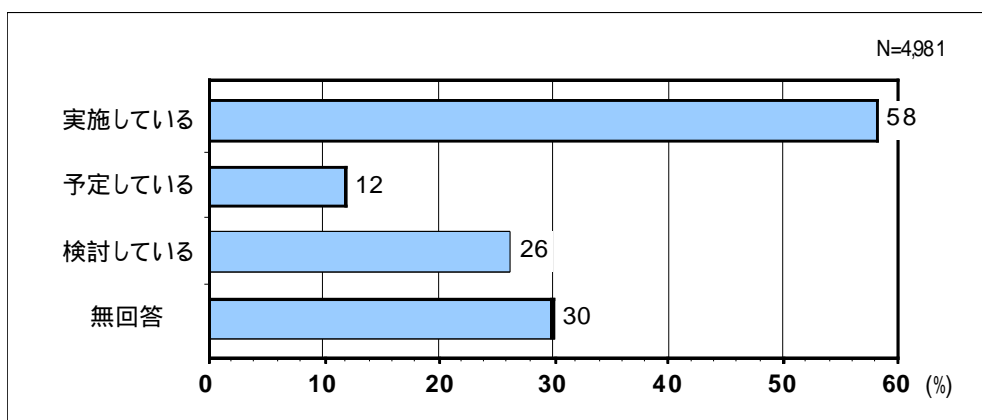


図 1-7-1 廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み（複数回答）

「実施している」と回答した事業所の具体的な取り組み内容をみると、「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進」が66%で最も多く、次いで「再生品、再生資源（原料）の利用促進」が47%となっている。

「予定している」と回答した事業所の具体的な取り組み内容を見ると、「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進」が28%で最も多く、次いで「再生品、再生資源（原料）の利用促進」が26%となっている。

「検討している」と回答した事業所の具体的な取り組み内容を見ると、「廃棄物等の低減のための製造工程の改善」が40%で最も多く、次いで「規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用」が38%となっている。

表 1-7-1 廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み（複数回答）

	実施している		予定している		検討している	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用	525	(18%)	98	(17%)	500	(38%)
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用	172	(6%)	84	(14%)	464	(36%)
廃棄物等の低減のための製造工程の改善	464	(16%)	108	(18%)	518	(40%)
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制	489	(17%)	145	(25%)	475	(36%)
包装材・梱包材の使用量の削減	915	(32%)	145	(25%)	499	(38%)
建設残土等の工事間利用	363	(13%)	75	(13%)	346	(27%)
再生資源の工事利用の促進	493	(17%)	75	(13%)	329	(25%)
再生品、再生資源（原料）の利用促進	1,361	(47%)	154	(26%)	445	(34%)
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進	1,924	(66%)	167	(28%)	366	(28%)
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の推進	480	(17%)	129	(22%)	454	(35%)
他産業又はグループ企業の再生資源の受入・供給によるリサイクルの推進	446	(15%)	89	(15%)	440	(34%)
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化等を考慮した環境調和型製品の開発	143	(5%)	69	(12%)	463	(36%)
発生廃棄物を燃料とした熱回収（ボイラ、発電）	80	(3%)	31	(5%)	432	(33%)
その他	89	(3%)	4	(1%)	32	(2%)
回答計	2,899	(100%)	589	(100%)	1,303	(100%)
		58%		12%		26%
無回答	2,082	42%	4,392	88%	3,678	74%
計	4,981	100%	4,981	100%	4,981	100%

表 1-7-2 廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み＜建設業＞（複数回答）

	実施している		予定している		検討している	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用	186	(33%)	45	(21%)	156	(42%)
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用	82	(15%)	44	(21%)	181	(49%)
廃棄物等の低減のための製造工程の改善	72	(13%)	40	(19%)	163	(44%)
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制	115	(21%)	61	(29%)	149	(40%)
包装材・梱包材の使用量の削減	142	(25%)	58	(27%)	131	(35%)
建設残土等の工事間利用	277	(49%)	53	(25%)	132	(35%)
再生資源の工事利用の促進	327	(58%)	51	(24%)	95	(25%)
再生品、再生資源（原料）の利用促進	313	(56%)	55	(26%)	100	(27%)
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進	393	(70%)	50	(24%)	72	(19%)
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の推進	132	(24%)	55	(26%)	140	(38%)
他産業又はグループ企業の再生資源の受入・供給によるリサイクルの推進	70	(13%)	39	(18%)	168	(45%)
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化等を考慮した環境調和型製品の開発	20	(4%)	29	(14%)	174	(47%)
発生廃棄物を燃料とした熱回収（ボイラ、発電）	12	(2%)	12	(6%)	167	(45%)
その他	9	(2%)		(0%)	3	(1%)
回答計	560	(100%)	212	(100%)	373	(100%)
		74%		28%		49%
無回答	194	26%	542	72%	381	51%
計	754	100%	754	100%	754	100%

表 1-7-3 廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み<製造業> (複数回答)

	実施している		予定している		検討している	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用	174	(22%)	17	(11%)	100	(27%)
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用	34	(4%)	15	(9%)	75	(20%)
廃棄物等の低減のための製造工程の改善	276	(34%)	41	(26%)	143	(39%)
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制	205	(25%)	44	(28%)	104	(28%)
包装材・梱包材の使用量の削減	324	(40%)	42	(27%)	136	(37%)
建設残土等の工事間利用	19	(2%)	6	(4%)	42	(11%)
再生資源の工事利用の促進	49	(6%)	5	(3%)	48	(13%)
再生品、再生資源(原料)の利用促進	330	(41%)	36	(23%)	102	(28%)
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進	518	(64%)	37	(23%)	69	(19%)
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の推進	165	(20%)	33	(21%)	105	(29%)
他産業又はグループ企業の再生資源の受入・供給によるリサイクルの推進	138	(17%)	18	(11%)	75	(20%)
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化等を考慮した環境調和型製品の開発	60	(7%)	22	(14%)	95	(26%)
発生廃棄物を燃料とした熱回収(ボイラ、発電)	35	(4%)	9	(6%)	75	(20%)
その他	20	(2%)	3	(2%)	3	(1%)
回答計	808	(100%)	158	(100%)	366	(100%)
		66%		13%		30%
無回答	413	34%	1,063	87%	855	70%
計	1,221	100%	1,221	100%	1,221	100%

表 1-7-4 廃棄物の発生抑制、リサイクルに対する取り組み<その他の業種> (複数回答)

	実施している		予定している		検討している	
	件数	(%)	件数	(%)	件数	(%)
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用	165	(11%)	36	(16%)	244	(43%)
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用	56	(4%)	25	(11%)	208	(37%)
廃棄物等の低減のための製造工程の改善	116	(8%)	27	(12%)	212	(38%)
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制	169	(11%)	40	(18%)	222	(39%)
包装材・梱包材の使用量の削減	449	(29%)	45	(21%)	232	(41%)
建設残土等の工事間利用	67	(4%)	16	(7%)	172	(30%)
再生資源の工事利用の促進	117	(8%)	19	(9%)	186	(33%)
再生品、再生資源(原料)の利用促進	718	(47%)	63	(29%)	243	(43%)
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進	1,013	(66%)	80	(37%)	225	(40%)
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の推進	183	(12%)	41	(19%)	209	(37%)
他産業又はグループ企業の再生資源の受入・供給によるリサイクルの推進	238	(16%)	32	(15%)	197	(35%)
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化等を考慮した環境調和型製品の開発	63	(4%)	18	(8%)	194	(34%)
発生廃棄物を燃料とした熱回収(ボイラ、発電)	33	(2%)	10	(5%)	190	(34%)
その他	60	(4%)	1	(0%)	26	(5%)
回答計	1,531	(100%)	219	(100%)	564	(100%)
		51%		7%		19%
無回答	1,475	49%	2,787	93%	2,442	81%
計	3,006	100%	3,006	100%	3,006	100%

2)廃棄物の処理・減量化・資源化に対する取り組みの効果

廃棄物の処理・減量化・資源化に対する取り組み内容とその結果をみると、表 1-7-5 のとおりである（「実施している」と回答した事業所のみを集計）。

取り組み内容で最も多かった「発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進」による効果をみると、「従業員等の法令知識の取得や意識向上に効果があった」「自社で発生する廃棄物の再利用・再生利用が進んだ」「廃棄物の処理費用を削減できた」など多くの内容に効果があることが伺える。

表 1-7-5 取り組みに対する効果（複数回答）

取り組み	効果	効果									総事業所数
		自社での廃棄物の発生量が低減した	自社で発生する廃棄物の再利用・再生利用が進んだ	自社で発生する廃棄物の最終処分量が低減した	納入先において自社製品の廃棄物化回避が進んだ	納入先からの使用済みや包装材料等の回収レポートが確立できた	廃棄物の処理費用を削減できた	自社の環境問題への取り組みを社会に示すことができた	従業員等の法令知識の取得や意識向上に効果があった	無回答	
規格材の使用など廃材発生が少ない資材の採用		271	26	30	13	4	30	5	29	154	525
ユニット工法など廃材発生が少ない工法の採用		83	6	9	9	3	17	4	5	55	172
廃棄物等の低減のための製造工程の改善		215	41	34	9	3	53	11	25	134	464
環境負荷の少ない原材料の使用による有害廃棄物の発生抑制		75	20	23	16	2	29	84	78	193	489
包装材・梱包材の使用量の削減		302	53	63	42	61	72	33	59	305	915
建設残土等の工事間利用		79	101	28	3	-	53	6	10	103	363
再生資源の工事利用の促進		40	121	42	5	-	33	59	52	167	493
再生品、再生資源（原料）の利用促進		131	289	49	20	37	87	136	211	499	1,361
発生廃棄物の分別・選別の徹底によるリサイクル等の推進		250	303	138	11	33	296	57	437	601	1,924
産業廃棄物排出削減のための工程内発生廃棄物の有効利用の推進		115	104	77	2	4	61	17	54	125	480
他産業又はグループ企業の再生資源の受入・供給によるリサイクルの推進		44	83	32	16	37	47	72	32	136	446
リサイクルの容易化、処理の容易化、製品の長寿命化等を考慮した環境調和型製品の開発		14	7	6	8	2	2	55	17	50	143
発生廃棄物を燃料とした熱回収（ボイラ、発電）		14	13	8	-	-	11	8	6	28	80
その他		23	11	5	3	4	10	5	16	35	89

### 3)グリーン購入について

国では、製品やサービスを購入する際に、環境や必要性を考慮して環境への負荷ができるだけ少ないものを選んだり、企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことを目的としてグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)を平成13年4月に施行しました。

グリーン購入法について、該当する記号に を付けてください。

1. 内容を知っている
2. 聞いたことがあるが、内容についてはわからない
3. 知らなかった

「聞いたことがあるが、内容についてはわからない」が40.8%と最も多く、「内容を知っている」も22.6%となっており、約6割の事業所が聞いたことがある状況となっている。

表 1-7-6 グリーン購入法の知識

	回答事業所数
1. 内容を知っている	1,124 (22.6%)
2. 聞いたことがあるが、内容についてはわからない	2,030 (40.8%)
3. 知らなかった	1,213 (24.4%)
無回答	614 (12.3%)
合計	4,981 (100.0%)

で「1. 内容を知っている」と回答された方にお伺いします。貴事業所における環境負荷の少ない製品(環境ラベル等の特定調達品)の利用・製造状況について以下の項目の該当する記号に を付けてください。

<利用(購入)に関して>

1. 事業所内全体でグリーン購入を推進している
2. 事業所内の一部(事務所等)でグリーン購入を推進している
3. 特にグリーン購入は推進していない

<製造に関して>

1. 環境ラベル等の特定調達品を製造している
2. 環境ラベル等の特定調達品ではないが環境負荷の低減を考慮した製品を設計・製造している
3. 特に意識していない

上記で「内容を知っている」と回答した事業所のうち、「事業所内全体でグリーン購入を推進している」が39.3%で最も多く、「事業所内の一部(事務所等)でグリーン購入を推進している」が29%となっており、約7割の事業所がグリーン購入を推進している。

表 1-7-7 グリーン購入の推進

	回答事業所数
1. 事業所内全体でグリーン購入を推進している	442 (39.3%)
2. 事業所内の一部(事務所等)でグリーン購入を推進している	326 (29.0%)
3. 特にグリーン購入は推進していない	326 (29.0%)
無回答	30 (2.7%)
合計	1,124 (100.0%)

上記で「内容を知っている」と回答した製造業の事業所のうち、「環境ラベル等の特定調達品ではないが環境負荷の低減を考慮した製品を設計・製造している」が 44.3%で最も多く、「環境ラベル等の特定調達品を製造している」が 6.7%となっており、約 5 割の事業所が環境負荷の低減を考慮した製品を設計・製造している。

表 1-7-8 環境ラベル等の特定調達品の製造（製造業のみ）

	回答事業所数	
1. 環境ラベル等の特定調達品を製造している	23	(6.7%)
2. 環境ラベル等の特定調達品ではないが環境負荷の低減を考慮した製品を設計・製造している	151	(44.3%)
3. 特に意識していない	110	(32.3%)
無回答	57	(16.7%)
合計	341	(100.0%)

#### 4)環境報告書について

環境報告書とは、事業活動における環境配慮の方針、目標、取組内容・実績及びそのための組織体制・システム等、自らの事業活動に伴う環境負荷の状況及び事業活動における環境配慮の取組状況を、総合的・体系的に取りまとめ、これを広く社会に対して定期的に公表・報告するものをいいます。

環境報告書を知っていますか。また、貴事業所では環境報告書を作成していますか。知っている場合は1～3から該当する項目に を付けてください。知らなかった場合は「4」に を付けてください。

1. 事業所で作成し、公表している
2. 事業所で作成しているが公表していない
3. 事業所では作成していないが、本社（本店）等で作成している
4. 知っているが、作成はしていない
5. 知らなかった

環境報告書について「知らなかった」と回答した事業所が 47.4%と最も多く、次いで、「知っているが、作成はしていない」が 27.4%となっている。環境報告書を作成しているのは約 1 割となっている。

表 1-7-9 環境報告書について

	回答事業所数	
1. 事業所で作成し、公表している	125	(2.5%)
2. 事業所で作成しているが公表していない	86	(1.7%)
3. 事業所では作成していないが、本社（本店）等で作成している	372	(7.5%)
4. 知っているが、作成はしていない	1,364	(27.4%)
5. 知らなかった	2,362	(47.4%)
無回答	672	(13.5%)
合計	4,981	(100.0%)

## 5)環境会計について

環境会計とは、環境活動に対してどれだけの費用・資源を投入し、それによってどれだけの効果を生んだかを測るための手法であり、環境会計で集計されたデータは、経営管理に利用されるだけでなく、企業の信頼性を高める目的で外部に公表するものです。

環境会計を知っていますか。また、貴事業所では環境会計を作成していますか。知っている場合は1～3から該当する項目に を付けてください。知らなかった場合は「4」に を付けてください。

- 1．事業所で作成している
- 2．事業所では作成していないが、本社（本店）等で作成している
- 3．知っているが、作成はしていない
- 4．知らなかった

環境会計について「知らなかった」と回答した事業所が 63.8%と最も多く、次いで、「知っているが、作成はしていない」が 15.4%となっている。環境会計を作成しているのは1割未満となっている。

表 1-7-10 環境会計について

	回答事業所数
1. 事業所で作成している	98 (2.0%)
2. 事業所では作成していないが、本社(本店)等で作成している	269 (5.4%)
3. 知っているが、作成はしていない	769 (15.4%)
4. 知らなかった	3,178 (63.8%)
無回答	667 (13.4%)
合計	4,981 (100.0%)



## 第2節 産業廃棄物の委託費用等

### 1)委託業者の選定について

委託業者の選定は、下記のうち主にどちらで実施していますか。該当する番号に 印を付けて下さい。

- |                         |         |
|-------------------------|---------|
| 1．当事業所（当事業所が本社又は支店等である） | 2．当事業所  |
| 3．他所にある本社又は支店等          | 4．各工事現場 |
| 5．その他                   |         |

産業廃棄物を委託する業者の選定については、「当事業所（当事業所が本社又は支店等である）」と回答した事業所が最も多く 33%、以下「当事業所」と回答した事業所が 26.1%等となっている。

表 1-7-11 委託業者の選定について

	回答事業所数
1．当事業所（当事業所が本社又は支店等である）	1,645 (33.0%)
2．当事業所	1,302 (26.1%)
3．他所にある本社又は支店等	303 (6.1%)
4．各工事現場	184 (3.7%)
5．その他	210 (4.2%)
無回答	1,337 (26.8%)
合計	4,981 (100.0%)

### 2)委託業者の選定にあたっての検討

委託業者の選定を自分のところで行っていると回答された事業所にお聞きします。貴事業所では、委託業者の選定にあたってどのような検討等を実施していますか。該当する番号に 印を付けて下さい。（複数回答可）

- 1．数業者の見積比較
- 2．許可証等による許可廃棄物か否かの確認
- 3．許可証等による処理能力の確認
- 4．処理施設の現地確認
- 5．委託廃棄物の性状等に関する情報の提供
- 6．その他
- 7．特に何もしていない。

委託業者の選定にあたっての検討内容については、「許可証等による許可廃棄物か否かの確認」と回答した事業所が最も多く 60.4%、以下、「数業者の見積比較」と回答した事業所が 39.0%等となっている。

表 1-7-12 委託業者の選定にあたっての検討（複数回答）

	回答事業所数
1．数業者の見積比較	1,148 (39.0%)
2．許可証等による許可廃棄物か否かの確認	1,779 (60.4%)
3．許可証等による処理能力の確認	1,043 (35.4%)
4．処理施設の現地確認	524 (17.8%)
5．委託廃棄物の性状等に関する情報の提供	408 (13.8%)
6．その他	138 (4.7%)
7．特に何もしていない	332 (11.3%)
無回答	89 (3.0%)
合計	2,947 (100.0%)

### 3)委託業者との契約形態

処理業者との委託契約は、下記のうち主にどの形態ですか。該当する番号に 印を付けて下さい。

- 1．当事業所（本社又は支店等）と処理業者
- 2．当事業所と処理業者
- 3．他所にある本社又は支店等
- 4．各工事現場と処理業者
- 5．その他

委託業者との契約形態については、「当事業所（本社又は支店等）と処理業者」と回答した事業所が最も多く 33.4%、以下、「当事業所と処理業者」と回答した事業所が 29.7%等となっている。

表 1-7-13 委託業者との契約形態

	回答事業所数
1．当事業所（本社又は支店）と処理業者	1,664 (33.4%)
2．当事業所と処理業者	1,477 (29.7%)
3．他所にある本社又は支店等	203 (4.1%)
4．各工事現場と処理業者	129 (2.6%)
5．その他	96 (1.9%)
無回答	1,412 (28.3%)
合計	4,981 (100.0%)

### 4)処理費用の支払い方法

収集運搬費や中間処理費又は最終処分費の支払い方法は、下記のうち主にどれですか。

- 1．収集運搬業者と中間処理又は最終処分業者が別会社の場合は、各々と契約しているため、処理費用も別々に支払っている。
- 2．収集運搬業者と中間処理又は最終処分業者が同一会社のため、一括して処理費用を払っている。
- 3．収集運搬業者と中間処理又は最終処分業者が別会社であるが、処理費用は一括で支払っている。
- 4．他所にある本社、支社等での支払いのため不明
- 5．その他

処理費用の支払い方法については、「収集運搬業者と中間処理又は最終処分業者が別会社であるが、処理費用は一括で支払っている」と回答した事業所が最も多く 33.1%、以下、「収集運搬業者と中間処理又は最終処分業者が同一会社のため、一括して処理費用を払っている」と回答した事業所が 21.5%等となっている。

表 1-7-14 処理費用の支払い方法

	回答事業所数
1．収集運搬業者と中間処理又は最終処分業者が別会社の場合は、各々と契約しているため、処理費用も別々に支払っている	534 (10.7%)
2．収集運搬業者と中間処理又は最終処分業者が同一会社のため、一括して処理費用を払っている	1,072 (21.5%)
3．収集運搬業者と中間処理又は最終処分業者が別会社であるが、処理費用は一括で支払っている	1,650 (33.1%)
4．他所にある本社、支社等での支払いのため不明	123 (2.5%)
5．その他	202 (4.1%)
無回答	1,400 (28.1%)
合計	4,981 (100.0%)

5)処理費用を支払う上での確認

委託廃棄物の種類や量の確認をして、処理費用を支払っていますか。

1. 各種類ごとの委託量に応じて支払っている
2. 種類ごとの確認はしていないが、委託量に応じて支払っている。
3. 委託量の増減があまりないため、定額を支払っている。
4. 種類、量に関係なく一括していくらかで支払っている。
5. 他所にある本社又は支社等での支払いのため不明
6. その他

処理費用を支払う上での確認については、「各種類ごとの委託量に応じて支払っている」と回答した事業所が最も多く 50%、以下、「種類ごとの確認はしていないが、委託量に応じて支払っている」と回答した事業所が 10.8%等となっている。

表 1-7-15 処理費用を支払う上での確認

	回答事業所数	
1. 各種類ごとの委託量に応じて支払っている	2,490	(50.0%)
2. 種類ごとの確認はしていないが、委託量に応じて支払っている	538	(10.8%)
3. 委託量の増減があまりないため、定額を支払っている	234	(4.7%)
4. 種類、量に関係なく一括していくらかで支払っている	122	(2.4%)
5. 他所にある本社又は支社等での支払いのため不明	98	(2.0%)
6. その他	104	(2.1%)
無回答	1,395	(28.0%)
合計	4,981	(100.0%)

## 6) 産業廃棄物の委託処理費用

産業廃棄物の処理を委託している事業所にお聞きします。中間処理又は最終処分を委託している産業廃棄物の処理費用について記入して下さい

中間処理費用（委託内容が「収集運搬と中間処理、資源化」と「中間処理、資源化」の回答を集計）

中間処理の委託費用をみると、感染性廃棄物、廃酸、廃アルカリの金額が高くなっている。

がれき類は破碎処理後に再生合材としてリサイクルされるルートが確立しており、処理業者が商品として売却できることから委託処理費用が他の廃棄物に比べて安いと考えられる。

表 1-7-16 委託処理費用（中間処理）

(単位:千円/トン)

	中間処理単価					
	件数	最大値	最小値	平均値	中間項平均値	中央値
燃え殻	5	70.5	4.2	26.4	26.4	8.3
汚泥	377	760.0	0.1	41.5	30.7	20.0
廃油	689	800.0	0.1	58.6	44.4	25.0
廃酸	299	925.9	13.2	99.9	83.3	71.4
廃アルカリ	295	875.0	2.0	94.0	78.9	71.0
廃プラスチック類	973	833.3	0.1	79.4	63.1	40.1
紙くず	489	600.0	0.6	45.4	33.5	20.2
木くず	347	375.0	0.2	24.7	19.3	15.7
繊維くず	35	378.0	1.0	73.6	66.6	40.0
動植物性残さ	148	465.3	1.0	35.9	25.8	20.0
ゴムくず	12	164.4	3.6	65.6	65.6	54.6
金属くず	568	877.3	0.1	61.9	41.6	20.0
ガラス陶磁器くず	345	916.7	0.3	77.3	54.3	25.6
鋳さい	5	85.6	2.1	34.6	34.6	22.2
がれき類	773	111.0	0.1	4.1	3.0	2.2
ばいじん	9	47.0	0.8	17.1	17.1	14.0
感染性廃棄物	245	2,500.0	10.0	417.3	366.9	315.3

中間項平均値は、回答値の大小5%を除いて平均した値

サンプル数の多かった種類の費用についての回答件数と委託量の関係をとらえたものが、図 1-7-2 である。

廃プラスチック類は、回答件数では31～40千円と91千円以上でピークを示しているが、委託量では21～25千円でピークを示している。

がれき類は、処理費用の中央値である2.2千円付近での回答件数、委託量がともにピークを示している。0.1～5千円が実勢価格帯だと考えられる。

廃油は、回答件数では6～10千円と91千円以上でピークを示しているが、委託量ではピークがない状況である。

金属くずは、処理費用の中央値は20.0千円だが、回答件数は0.1～5千円と91千円以上でピークを示しており、委託量は0.1～5千円でピークを示している。

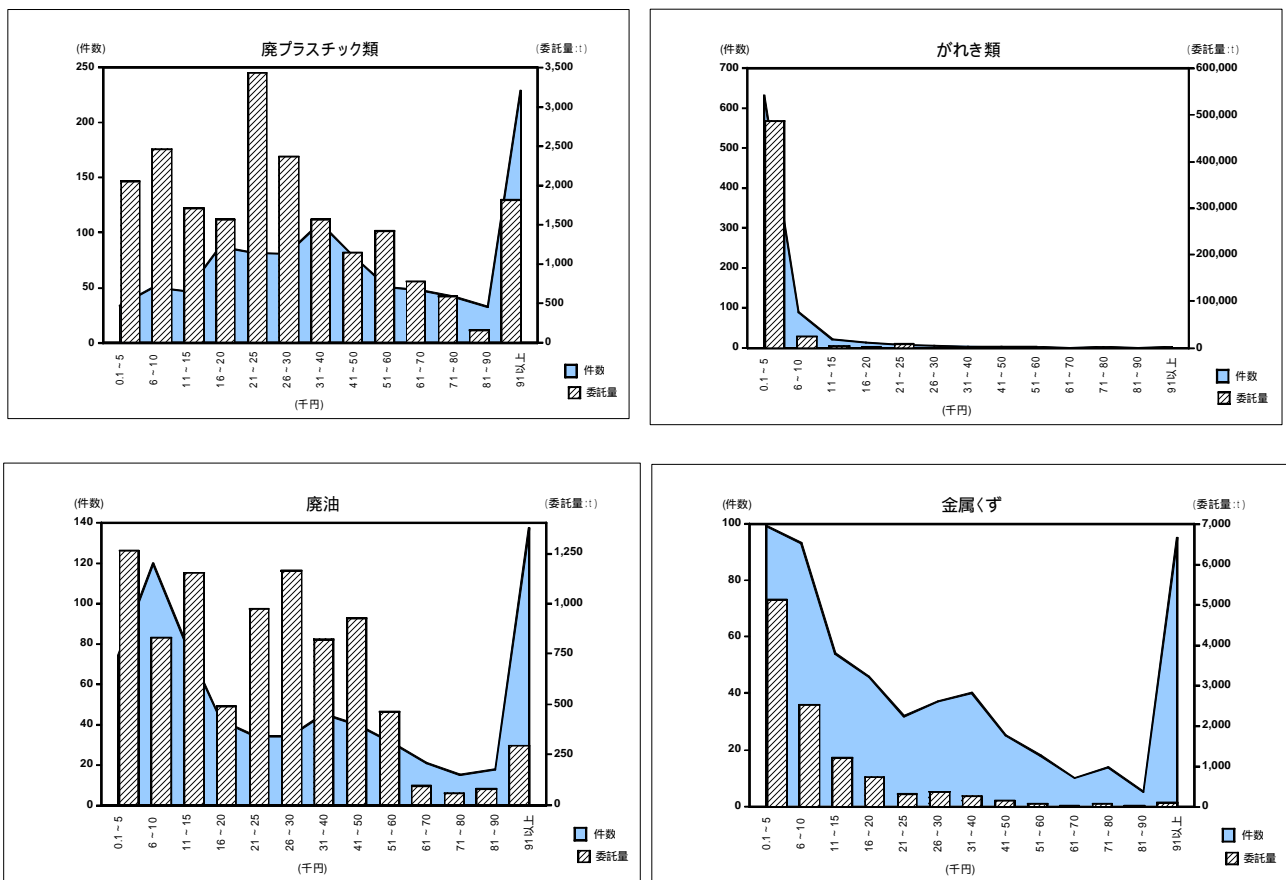


図 1-7-2 中間処理費用と委託量

中間処理・最終処分費用（委託内容が「収集運搬と中間処理、最終処分」と「中間処理、最終処分」の回答を集計）

中間処理・最終処分の委託費用をみると、感染性廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリの金額が高くなっている。

がれき類の委託費用は安くなっている。

表 1-7-17 委託処理費用（中間処理・最終処分）

（単位：千円/トン）

	中間処理・最終処分単価						
	件数	最大値	最小値	平均値	中間項 平均値	最頻値	中央値
汚泥	56	189.3	6.7	45.0	41.3		23.8
廃油	11	345.5	10.0	155.9	155.9		143.0
廃酸	28	950.0	11.3	161.3	136.7		87.0
廃アルカリ	32	699.7	37.3	144.5	129.5		84.2
廃プラスチック類	86	400.0	1.8	81.5	70.6		51.0
紙くず	25	400.0	3.3	47.2	33.8		20.0
木くず	14	233.3	4.8	35.3	35.3		15.6
繊維くず	4	150.0	8.0	64.6	64.6		50.2
金属くず	14	197.1	1.4	50.3	50.3		25.1
ガラス陶磁器くず	46	625.0	1.3	84.7	66.2		31.8
がれき類	17	25.0	2.5	9.9	9.9		8.1
ばいじん	7	47.0	4.0	21.0	21.0		15.7
感染性廃棄物	104	2,666.7	20.4	450.9	380.0		310.2

中間項平均値は、回答値の大小5%を除いて平均した値

サンプル数の多かった種類の費用についての回答件数と委託量の関係をとらえたものが、図 1-7-3 である。

感染性廃棄物は、91 千円以上で回答件数、委託量がともにピークを示しているが、委託量は、16~20 千円でもピークを示している。

廃プラスチック類は、回答件数では 91 千円以上でピークを示しているが、委託量では 11~15 千円でピークを示している。

汚泥は、回答件数では 16~20 千円と 91 千円でピークを示しているが、6~10 千円でピークを示している。

ガラス陶磁器くずは、回答件数は 6~10 千円と 91 千円以上でピークを示しており、委託量は 6~10 千円でピークを示している。

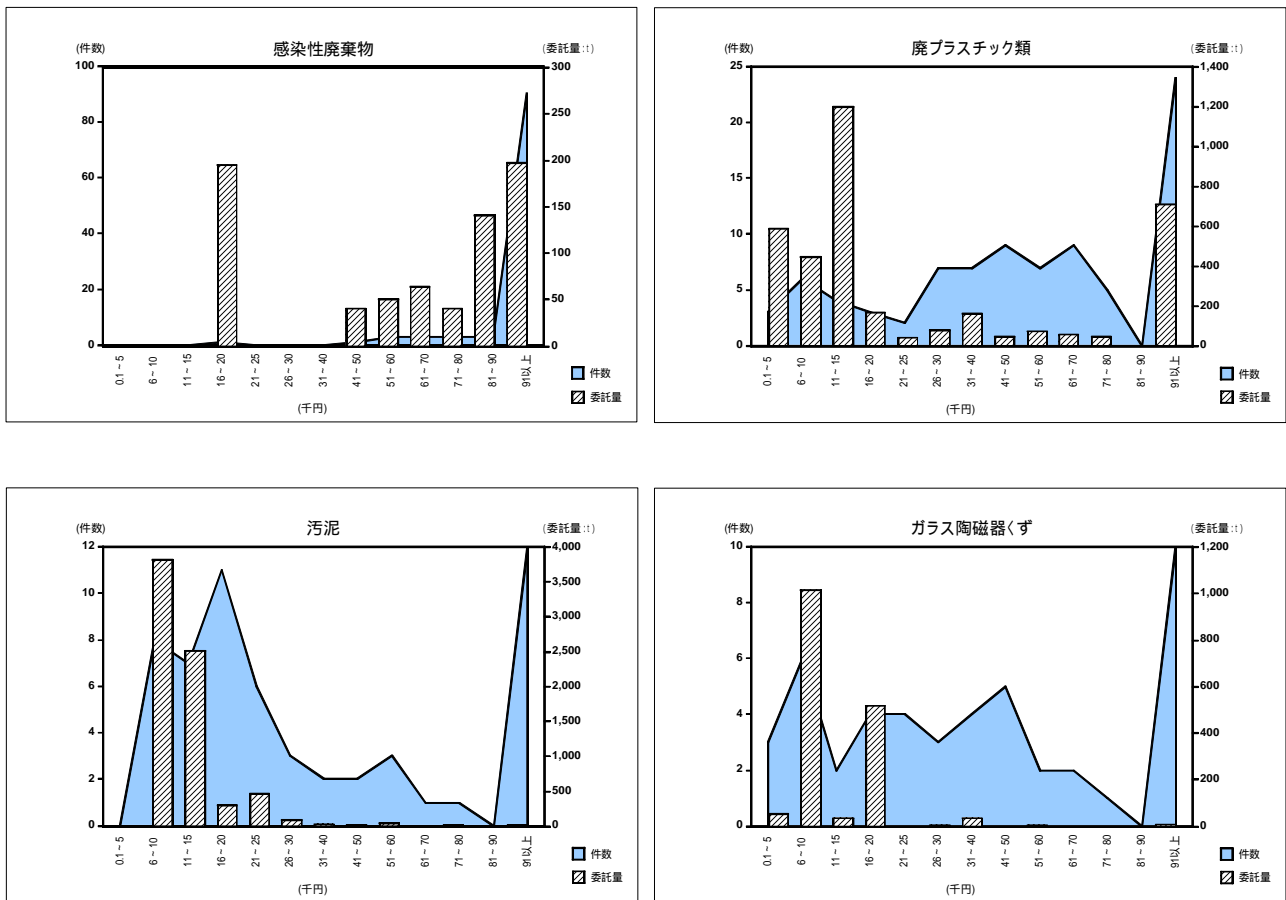


図 1-7-3 中間処理・最終処分費用と委託量

最終処分費用（委託内容が「収集運搬と最終処分」と「最終処分」の回答を集計）  
 最終処分の委託費用をみると、廃プラスチック類、繊維くず、ゴムくずの金額が高くな  
 っている。

がれき類、ばいじんの委託費用は安くなっている。

表 1-7-18 委託処理費用（最終処分）

(単位:千円/トン)

	最終処分単価					
	件数	最大値	最小値	平均値	中間項 平均値	中央値
燃え殻	10	287.5	10.0	51.7	51.7	16.3
汚泥	177	300.0	1.5	27.7	20.5	15.3
廃プラスチック類	299	634.9	1.0	62.2	48.7	32.1
紙くず	64	303.0	1.7	46.6	36.9	25.0
木くず	70	100.0	3.3	20.8	18.4	13.5
繊維くず	24	158.3	3.5	63.5	61.9	62.5
動植物性残さ	21	106.7	3.3	24.1	20.8	13.3
ゴムくず	4	400.0	100.0	181.2	181.2	112.3
金属くず	49	316.7	4.0	50.2	40.7	20.4
ガラス陶磁器くず	209	857.1	1.0	41.7	27.2	16.0
がれき類	83	87.8	0.9	14.9	12.5	10.0
ばいじん	5	18.1	8.1	10.9	10.9	8.5

中間項平均値は、回答値の大小5%を除いて平均した値



サンプル数の多かった種類の費用についての回答件数と委託量の関係をとらえたものが、図 1-7-4 である。

廃プラスチック類は、処理費用の中央値である 32.1 千円前後で回答件数、委託量がともにピークを示しているが、回答県数は、91 千円以上でもピークを示している。

ガラス陶磁器くずは、処理費用の中央値である 16.0 千円より低い費用で、回答件数、委託量ともにピークを示している。

汚泥は、処理費用の中央値である 15.3 千円前後で回答件数、委託量がともにピークを示しており、11～15 千円が実勢価格帯だと考えられる。

がれき類は、処理費用の中央値である 10.0 千円より低い 0.1～5 千円で回答件数、委託量ともにピークを示している。

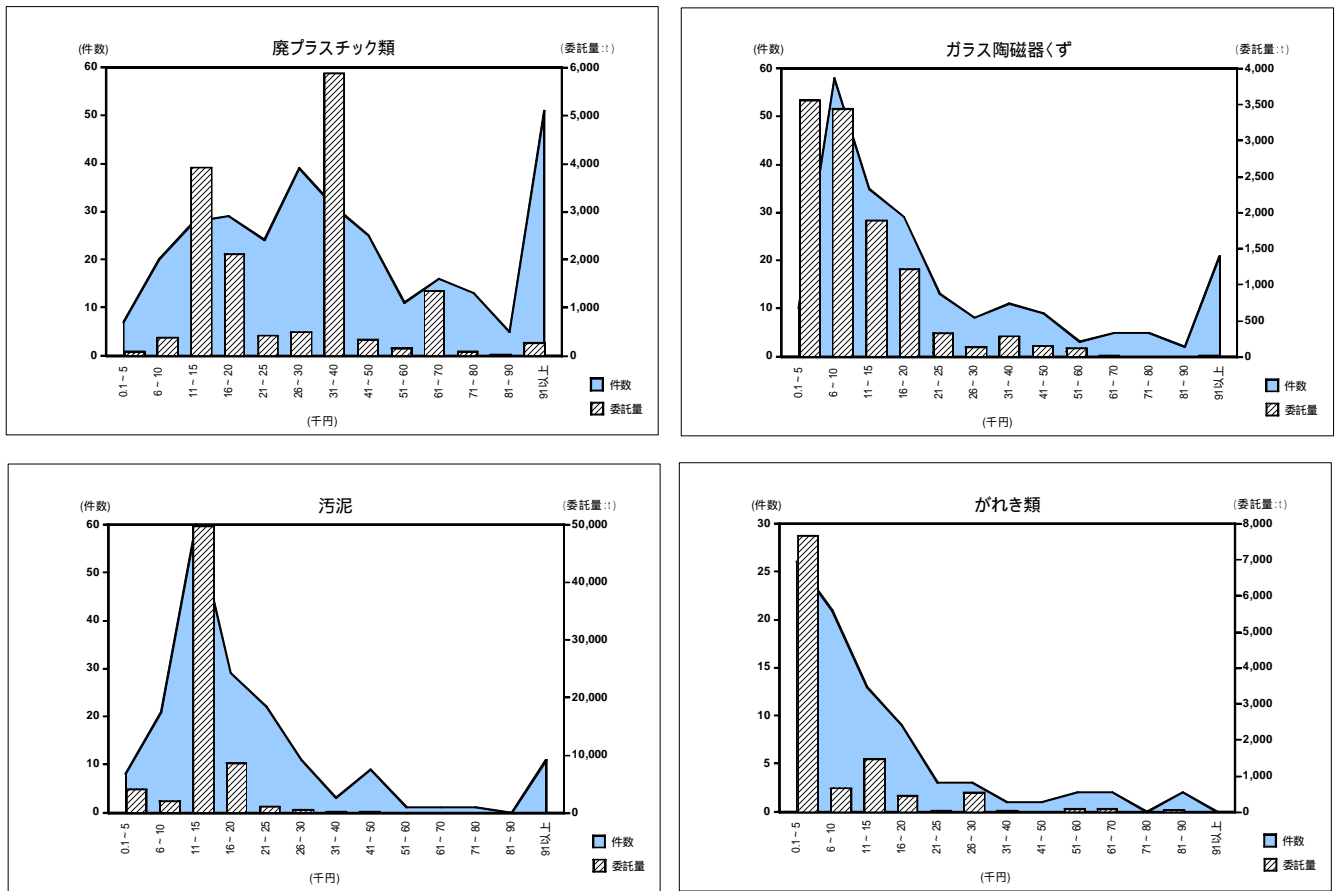


図 1-7-4 最終処分費用と委託量

### 第3節 産業廃棄物の受託費用等

本調査は、産業廃棄物処分業者（中間処理、最終処分）に対して実施したものである。

#### 1)処理単価の算定

貴事業所では、施設建設費及び施設維持管理費（人件費を含む）等に基づく原価計算により処理単価を算定していますか。該当する番号に 印を付けて下さい。

- 1．原価計算に基づく処理単価を算定している
- 2．原価計算に基づくほどではないが、処理単価を算定している。
- 3．処理単価の算定はしていない。

「原価計算に基づくほどではないが、処理単価を算定している」が43.7%と最も高く、次いで「原価計算に基づく処理単価を算定している」が35.4%となっており、約8割の事業所が処理単価を算定している。

表 1-7-19 処理単価の算定

	回答事業所数
1．原価計算に基づく処理単価を算定している	73 (35.4%)
2．原価計算に基づくほどではないが、処理単価を算定している	90 (43.7%)
3．処理単価の算定はしていない	41 (19.9%)
未回答	2 (1.0%)
合計	206 (100.0%)

#### 2)算定した処理単価での受託割合

上記で1.又は2.に 印を付けた方にお聞きします。

算定した処理単価での処理受託件数は、全体の何割程度ですか。該当する番号に 印を付けて下さい。

- |        |          |        |        |
|--------|----------|--------|--------|
| 1．8割以上 | 2．6割以上   | 3．5割程度 | 4．3割未満 |
| 5．1割未満 | 6．ほとんどない |        |        |

「8割以上」が49.1%と最も多く、次いで「6割以上」の19%となっており、約7割の事業所が算定した処理単価での受注がある程度なされていることが判る。

表 1-7-20 算定した処理単価での受託割合

	回答事業所数
1．8割以上	80 (49.1%)
2．6割以上	31 (19.0%)
3．5割程度	16 (9.8%)
4．3割未満	13 (8.0%)
5．1割未満	8 (4.9%)
6．ほとんどない	12 (7.4%)
無回答	3 (1.8%)
合計	163 (100.0%)

### 3)算定した処理単価と実勢単価

また、算定した処理単価は、実際の取引単価（実勢単価）の何倍程度となっているとお考えですか。ご記入下さい。

算定した処理単価は実勢単価の「1.0～1.5倍未満」と回答した処理業者が31.9%と最も多く、次いで「1.5～2.0倍未満」の27.6%となっており、約6割の処理業者が算定処理単価の1/2程度までの実勢単価で操業している。

表 1-7-21 算定した処理単価と実勢単価

	回答事業所数
1 . 0.5倍未満	0 (0.0%)
2 . 0.5～1.0倍未満	9 (5.5%)
3 . 1.0～1.5倍未満	52 (31.9%)
4 . 1.5～2.0倍未満	45 (27.6%)
5 . 2.0～2.5倍未満	24 (14.7%)
6 . 2.5倍以上	11 (6.7%)
無回答	22 (13.5%)
合計	163 (100.0%)

### 4) (財)宮城県環境事業公社の受入料金の位置付け

県内排出事業者からの業務受託にあたって(財)宮城県環境事業公社の受入料金はどのような位置付けとなっていますか。

- 1 . 県内業者の処理料金算定の基盤となっている
- 2 . 最終処分料金の目安となっている
- 3 . 無謀な価格競争の歯止めとなっている
- 4 . 県内業者の処理料金算定の基盤となっているわけではない
- 5 . より高い処理料金設定の妨げとなっている
- 6 . 公社の受入料金が高くないため、中間処理での業務受託が困難となっている
- 7 . その他

「県内業者の処理料金算定の基盤となっている」が34.5%と最も高く、次いで「最終処分料金の目安となっている」、「県内業者の処理料金算定の基盤となっているわけではない」が30.6%となっている。

表 1-7-22 (財)宮城県環境事業公社の受入料金の位置付け

	(複数回答) 回答事業所数
1 . 県内業者の処理料金算定の基盤となっている	71 (34.5%)
2 . 最終処分料金の目安となっている	63 (30.6%)
3 . 無謀な価格競争の歯止めとなっている	22 (10.7%)
4 . 県内業者の処理料金算定の基盤となっているわけではない	63 (30.6%)
5 . より高い処理料金設定の妨げとなっている	15 (7.3%)
6 . 公社の受入料金が高くないため、中間処理での業務受託が困難となっている	27 (13.1%)
7 . その他	12 (5.8%)
無回答	22 (10.7%)
合計	206 (100.0%)

#### 4)廃棄物を委託している事業所の数

貴事業所に産業廃棄物を委託している排出事業所の数をご記入下さい

産業廃棄物を委託している事業所の数は、「10～100 事業所未満」が 29.6%で最も多く、次いで「10 事業所未満」が 24.3%となっている。

表 1-7-23 廃棄物を委託している事業所の数

	回答事業所数
1 . 10事業所未満	50 (24.3%)
2 . 10～100事業所未満	61 (29.6%)
3 . 100～200事業所未満	18 (8.7%)
4 . 200～300事業所未満	15 (7.3%)
5 . 300～500事業所未満	13 (6.3%)
6 . 500事業所以上	16 (7.8%)
無回答	33 (16.0%)
合計	206 (100.0%)

## 5)産業廃棄物の処理単価

平成 15 年度に受託した産業廃棄物の処理単価（中間処理費又は最終処分費）について、実際の取引単価（実勢価格）を記入して下さい

### 中間処理単価

中間処理の受託単価の分布を示したものが表 1-7-24 ある。

処分業者の中間処理量が多い、がれき類、汚泥、廃プラスチック類については、以下の状況である。

### 汚泥

汚泥の中間処理単価の中央値は 13 千円 / トンであり、単価の分布状況では 11 ~ 15 千円が多くなっている。

### 廃プラスチック類

廃プラスチック類の中間処理単価の中央値は 40 千円 / トンであり、単価の分布状況では 41 千円以上が多くなっている。

### がれき類

がれき類の中間処理単価の中央値は 2.3 千円 / トンであり、単価の分布状況では 1 ~ 5 千円に集中している。がれき類は破碎処理後に再生合材としてリサイクルされるルートが確立しており、商品として売却できることから処理費用が他の廃棄物に比べて安いと考えられる。

表 1-7-24 産業廃棄物の中間処理単価

(単位:千円/トン)

	中間処理単価						単価の分布							
	件数	最大値	最小値	平均値	中間項 平均値	中央値	1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~40	41以上
燃え殻	2	30	4.3	17.2	17.2	17.2	1					1		
汚泥	38	75	3	15.7	14.4	13	1	10	15	8	2		1	1
廃油	11	166	3	39.7	39.7	25	1	1	1	1	2	1	1	3
廃酸	5	120	10	51	51	40		1					2	2
廃アルカリ	4	132	40	68	68	50							1	3
廃プラスチック類	73	500	0.1	67.5	56.4	40	9	3	2	5	5	5	10	34
紙くず	23	70	1.5	21.1	19.7	21	3	3	1	4	6	3	1	2
木くず	51	60	1.5	16.4	15.3	12	12	10	11	1	4	8	3	2
繊維くず	20	108	1.1	41.8	40.4	35	3	3	1		2		2	9
動植物性残さ	12	50	4	21.9	21.9	15.5	2	2	2	2		1	1	2
ゴムくず	1	20	20	20	20	20				1				
金属くず	23	80	2.9	17.1	14.8	12	7	4	3	4	1	1	2	1
ガラス陶磁器くず	35	700	1.5	63.5	46.1	30	2	7	2	4	1	4	4	11
がれき類	116	35	0.6	4	3.2	2.3	98	9	5	2	1	1		
ばいじん	1	75	75	75	75	75								1
家畜ふん尿	4	38	0.5	11.1	11.1	3	3						1	
感染性廃棄物	3	150	70	98.3	98.3	75								3

中間項平均値は、回答値の大小5%を除いて平均した値

### 最終処分単価

最終処分の受託単価の分布を示したものが表 1-7-25 である。

処分業者の埋立処分量が多い、汚泥、廃プラスチック類、ガラス陶磁器くずについては、以下の状況である。

#### 汚泥

汚泥は 2 事業所の回答があり、最終処分単価の平均値は 12.5 千円 / トンである。

#### 廃プラスチック類

廃プラスチック類の最終処分単価の中央値は 16 千円 / トンであり、単価の分布では分布がばらけている。

#### ガラス陶磁器くず

ガラス陶磁器くずの最終処分単価の中央値は 7 千円 / トンであり、単価の分布では 6 ~ 10 千円が多くなっている。

表 1-7-25 産業廃棄物の最終処分単価

(単位:千円/トン)

	最終処分単価						単価の分布							
	件数	最大値	最小値	平均値	中間項 平均値	中央値	1~5 (千円)	6~10 (千円)	11~15 (千円)	16~20 (千円)	21~25 (千円)	26~30 (千円)	31~40 (千円)	41以上 (千円)
燃え殻	2	16	9	12.5	12.5	12.5		1		1				
汚泥	2	14	11	12.5	12.5	12.5			2					
廃プラスチック類	8	35	10	18.5	18.5	16		2	2	2		1	1	
紙くず	1	11	11	11	11	11			1					
木くず	1	10	10	10	10	10		1						
繊維くず	1	11	11	11	11	11			1					
ゴムくず	3	29	20	24.7	24.7	25				1	1	1		
金属くず	8	9	2	6	6	7	3	5						
ガラス陶磁器くず	8	15	2	7.1	7.1	7	3	4	1					
鉾さい	2	15	7	11	11	11		1	1					
がれき類	11	15	3	7.2	7.2	7	3	7	1					
ばいじん	2	22	9	15.5	15.5	15.5		1			1			

中間項平均値は、回答値の大小5%を除いて平均した値